

2008年2月5日  
三洋輸送機工業株式会社  
尼崎市南清水39-8

## エレベーター部品における使用鋼材についての御報告

このたび、弊社エレベーターにおきまして、社外から購入・製造委託した機器部品の一部に、弊社が指定したものと異なる鋼材<sup>\*1</sup>が使用されていたことが判明いたしました。

対象のエレベーターにつきましては、建築基準法に基づいて検証を行い、規定された強度を確保できており、強度不足の無いことを確認いたしました。しかしながらこのような事態に至りましたことを、極めて遺憾な事象であると認識しており、お客様をはじめ、ご利用者の皆様、関係各位の皆様に深くお詫び申し上げます。

弊社が直接購入している鋼材につきましては問題の無いことを確認しており、弊社が購入・製造委託している機器・部品の使用鋼材につきまして昨年調査いたしましたところ問題なく、本年2次、3次の再委託先に至るまでの追跡調査を行いましたところ、判明したものです。

弊社といたしましては、今後このような事態を再発させない為に、全社、全部門をあげて原因究明を行い、徹底した再発防止策を講じるとともに、今後ともエレベーターを安全で安心して快適にご利用いただけるよう製品に万全を尽くし、技術・品質の維持向上に全力を注力してまいりますので、何卒ご理解、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

なお、対象エレベーターの所有者様には、弊社より個別にてご説明をさせていただきます。

—記—

弊社指定以外の鋼材が「構造材」<sup>\*2</sup>に使用されていたエレベーターは下記の通りです。

対象商品：特注型機械室レス・エレベーター（荷物用・人荷用）の内の15台（内強度不足0台）

製造期間：2002年9月～2007年8月

使用部位：カゴ床、カゴ下枠（ベース、プーリービーム）返し車支持材

- ・ 弊社におきまして対象エレベーター全数の強度計算を実施した結果、建築基準法の安全率を確保しており、強度不足の無いことを確認いたしました。今後と共安心してご利用いただけますことをご報告いたします。
- ・ その他のエレベーターにつきましても、弊社内及び構造材を購入している製造委託先企業（2、3次先を含む）の調査を徹底し、同様の事態が無いことを確認しております。
- ・ 本件につきましては国土交通省にご報告しており、今後関係行政庁のご指示に従い対応いたします。

（<sup>\*1</sup>当社指定の一般構造用圧延鋼板「SS400材」に対し、熱間圧延鋼板「SPHC材」）

（<sup>\*2</sup>建築基準法上、所要の強度計算により強度を確保することが義務付けられている部材）

以上